

社団法人 全日本児童舞踊協会

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人全日本児童舞踊協会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都北区西ヶ原2丁目44番9号児童舞踊会館内におく。

(支 部)

第 3 条 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部をおくことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 この法人は、児童舞踊家の技能及び資質の向上並びに児童舞踊の健全な発展を図り、もってわが国の芸術文化の普及進展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 児童舞踊に関する調査研究
- (2) 児童舞踊家の技能向上のための研修
- (3) 研究発表会、講演会、舞踊会等の開催
- (4) 資料及び文献の収集、保存
- (5) 児童舞踊家の顕彰
- (6) 機関紙等の刊行
- (7) 児童舞踊会館の維持運営
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第 6 条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 児童舞踊の指導者並びにこの法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 特別会員 この法人の事業を援助する個人又は法人
- (3) 名誉会員 正会員中、この法人に特に功労のあった者で、総会の議決をもって推薦された者

(入 会)

第 7 条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第 8 条 この法人の入会金及び会費は、総会の議決をもって別に定める。

2 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

3 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第 9 条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が解散したとき

(3) 除名されたとき

(退 会)

第 10 条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

(1) この法人の名誉を傷つけ又はこの法人の目的に違反する行為があったとき

(2) この法人の会員としての義務に違反したとき

(3) 会費を2年以上滞納したとき

第4章 役員及び職員

(名誉会長)

第 12 条 この法人に、名誉会長を1名おくことができる。

2 名誉会長は、総会の議決により推薦する。

(役 員)

第 13 条 この法人には、次の役員をおく。

(1) 理事 15名以上20名以内 ただし、会長1名、副会長1名又は2名及び
常務理事5名を含む

(2) 監事 2名又は3名

(役員を選任)

- 第 14 条 理事及び監事は、総会でこれを選任し、理事は互選で会長、副会長及び常務理事を定める。
- 2 理事のうちに、理事 1 人と親族その他特別な関係にある者が 1 人をこえて含まれてはならない。
 - 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

- 第 15 条 会長は、この法人の業務を総括し、この法人を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序でその職務を代理し、又はその職務を行なう。
 - 3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事し、総会の議決した事項を処理する。
 - 4 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

- 第 16 条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行なう。
- (1) 法人の財産の状況を監査すること
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会及び総会又は文部科学大臣に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集すること

(役員任期)

- 第 17 条 この法人の役員任期は、2 年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、その任期満了後も後任者が就任するまでは、なお、その職務を行なう。

(役員解任)

- 第 18 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び正会員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決により、会長がこれを解任することができる。この場合、理事会及び総会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(顧問及び評議員)

- 第 19 条 この法人に顧問若干名及び評議員 40 名以上 45 名以内をおくことができる。
- 2 評議員は、会員のうちから総会で選任する。
 - 3 評議員には、第 14 条第 2 項、第 17 条及び第 18 条の規定を順用する。この場合、第 14 条第 2 項中「理事」とあるのは「評議員」第 17 条及び第 18 条「役員」とあるのは「評議員」とそれぞれ読み替えるものとする。ただし、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。
 - 4 評議員は、評議員会を組織して、この定款に定める事項を行なうほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し必要と認められた事項について助言する。
 - 5 評議員会は、会長が必要に応じて招集する。
 - 6 顧問は、理事会及び会長の諮問に応ずる。

(役員の報酬)

- 第 20 条 役員の地位のみに基いては、報酬は支給しない。
- 2 役員の報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

(職 員)

- 第 21 条 この法人の事務を処理するため、事務局長 1 名及び職員若干名をおく。
- 2 職員は、会長が任免する。
 - 3 職員は、有給とする。

第 5 章 会 議

(理事会の招集等)

- 第 22 条 理事会は、毎年 2 回以上会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は会長は理事現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から 10 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 2 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数)

- 第 23 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 2 理事会の議事は、定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の定めるところによる。ただし、事業内容の決定、予算、決算、借入金、基本財産の処分又は担保提供等重要事項については、理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を要する。

(総会の構成)

第 24 条 総会は、第 6 条第 1 号の正会員をもって組織する。

(総会の招集)

第 25 条 通常総会は、事業年度開始前 1 か月以内に、又、事業年度終了後 2 か月以内に、会長が召集し、毎年 2 回開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。

3 前項のほか、正会員現在数の 5 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長は、その請求のあった日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、少なくとも 10 日以前にその会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議長)

第 26 条 通常総会の議長は、会長とし、臨時総会の議長は、会議のつど、出席正会員の互選で定める。

(総会の議決事項)

第 27 条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算についての事項

(2) 事業報告及び収支決算についての事項

(3) 正味財産増減計算書、財産目録及び貸借対照表についての事項

(4) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(総会の定足数)

第 28 条 総会は、正会員現在数の 3 分の 2 以上のものが出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員への通知)

第 29 条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

(議事録)

第 30 条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表 2 名以上が署名押印の上、これを保存する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第 31 条 この法人の資産は、次のとおりとする。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 資産から生ずる収入
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) 寄付金品
 - (6) その他の収入

(資産の種別)

- 第 32 条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。
- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

- 第 33 条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

- 第 34 条 基本財産は、譲渡、交換、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数及び正会員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

- 第 35 条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

- 第 36 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会及び総会の議決を経て、毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第 37 条 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見をつけ、理事会、評議員会及び総会の承認を受けて、毎事業年度終了後 2 か月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決並びに評議員会及び総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰越すものとする。

(長期借入金)

第 38 条 この法人が借入金をしようとするときは、その事業年度の収支をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数及び正会員現在数の各々の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第 39 条 第 3 4 条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算書で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 40 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終る。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、理事会及び総会において、理事現在数及び正会員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第 42 条 この法人の解散は、理事会及び総会において、理事現在数及び正会員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第 43 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び総会において、理事現在数及び正会員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第 44 条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代る書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 定 款
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳及び負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (8) 官公署往復書類
- (9) 収支予算書及び事業計画書
- (10) 収支計算書及び事業報告書
- (11) 貸借対照表
- (12) 正味財産増減計算書
- (13) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類及び同項第9号から第12号までの書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号及び第13号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

3 第1項第1号、第2号、第4号及び第9号から第12号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細 則)

第 45 条 この定款の施行についての細則は、理事会、評議員会及び総会の議決を経て、別に定める。

第 46 条 この定款は、昭和45年10月5日より適用する。

附 則

1. 本改正定款は、平成15年6月25日より適用する。

平成15年7月24日